

## 教員免許更新制の発展的解消に伴う教員免許状の再授与手続に係るQ & A

令和4年7月1日

### 1-1 (旧免許状所持者) 修了確認期限時に教員として勤務していなかった方の取扱い

#### Q 1-1

平成21年3月31日以前に授与された教員免許状(旧免許状)を所有しています。  
これまで、教員としての勤務経験はなく、教員免許の更新手続を行ったことはありません。  
教員免許更新制が廃止されると聞きましたが、何もしなくても、免許状は有効ととらえて良いのでしょうか?

#### A 1-1

旧免許状(教員免許更新制が導入される前の、平成21年3月31日以前に授与された教員免許状)を有している方で、その修了確認期限の日に、教員として勤務していなかった方の場合、修了確認期限の日以降は、教員免許がいわゆる「休眠」状態にあることから、その後、教員免許の更新手続を行っていても、改正法の施行日(令和4年7月1日)以降、何らの手続なく、「有効期限のない免許状」として活用可能となります。

### 1-2 (新免許状所持者) 有効期間満了の日に教員として勤務していなかった方の取扱い

#### Q 1-2

平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を授与されました(新免許状所持者)。  
これまで、教員としての勤務経験はなく、教員免許の更新手続を行ったことはありません。  
教員免許更新制が廃止されると聞きましたが、何もしなくても、「免許状は有効である」ととらえて良いのでしょうか?

#### A 1-2

新免許状(教員免許更新制が導入された後の、平成21年4月1日以降に初めて授与された教員免許状)を有している方で、その後、教員免許の更新手続を行っていない方については、免許状に記載されている「有効期間満了の日」をもって、教員免許は失効します(「有効期間満了の日」が令和4年6月30日以前となっている方に限ります。)  
(上記1-1の「旧免許状所持者」とは扱いが異なり、自動的に教員免許の効力が回復することはありません。)

有効期間満了の日を経過し、教員免許が「失効」となっている方が、その免許状の効力を回復させるためには、都道府県教育委員会に対し、免許状の「再授与申請」を行う必要があります。

「再授与申請」手続方法については、Q & A「3 (旧免許状所持者・新免許状所持者共通) 免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与手続」を確認してください。

## 2-1 (旧免許状所持者) 「休眠」と「失効」のいずれに該当するかの判断基準

### Q 2-1

平成21年3月31日以前に授与された教員免許状(旧免許状)を所有しています。

これまで、何度か臨時的任用による教員経験があります。

教員免許更新制が廃止されると聞きましたが、何もしなくても、免許状は有効ととらえて良いのでしょうか？それとも、再授与申請手続をとらないといけないのでしょうか？

### A 2-1

旧免許状(教員免許更新制が導入される前の、平成21年3月31日以前に授与された教員免許状)を有している方で、その修了確認期限の日に、教員として勤務していなかった方の場合、修了確認期限の日以降は、教員免許がいわゆる「休眠」状態にあることから、その後、教員免許の更新手続を行っていても、改正法の施行日(令和4年7月1日)以降、何らの手続なく、「有効期限のない免許状」として活用可能となります。

しかしながら、その修了確認期限の日において「現職の教員であった方(産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職等、休暇、休業、休職中の方、臨時的任用、時間講師を含む。)」の場合、その所有した免許状は「失効」の取扱いとなります。

「修了確認期限」を経過し、教員免許が「失効」した方が、その免許状の効力を回復させるためには、都道府県教育委員会に対し、「再授与申請」を行う必要があります。

「再授与申請」手続方法については、Q&A「3(旧免許状所持者・新免許状所持者共通)免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与手続」を確認してください。

自身の教員免許に係る「修了確認期限」がいつか不明である場合には、Q&A「6-1(旧免許状所持者)自身の教員免許に係る「修了確認期限」を把握する方法」を確認してください。

## 2-2 (新免許状所持者) 有効期間満了の日に現職教員でなかった場合の取扱い

### Q 2-2

平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を授与されました(新免許状所持者)。

これまで、何度か臨時的任用による教員経験がありますが、更新手続を行ったことはありません。

教員免許更新制が廃止されると聞きましたが、何もしなくても、免許状の効力は回復するととらえて良いのでしょうか？それとも、再授与申請手続をとらないといけないのでしょうか？

### A 2-2

新免許状(教員免許更新制が導入された後の、平成21年4月1日以降に初めて授与された教員免許状)を有している方で、その後、教員免許の更新手続を行っていない方については、免許状に記載されている「有効期間満了の日」をもって、教員免許は失効します(「有効期間満了の日」が令和4年6月30日以前となっている方に限ります。)

有効期間満了の日を経過し、教員免許が「失効」となっている方が、その免許状の効力を回復させるためには、都道府県教育委員会に対し、免許状の「再授与申請」を行う必要があります。

「再授与申請」手続方法については、Q&A「3(旧免許状所持者・新免許状所持者共通)免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与手続」を確認してください。

なお、新免許状所持者の場合、教員免許状自体に「有効期間満了の日」が記載されておりますが、免許状を紛失した等の理由により「有効期間満了の日」が不明である場合には、Q&A「6-2(新免許状所持者)自身の教員免許に係る「有効期間満了の日」を把握する方法」を確認してください。

3 (旧免許状所持者・新免許状所持者共通) 免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与手続

Q 3

所有する免許状が「有効期限を経過した」ことが原因で「失効」し、再授与申請手続が必要であることがわかりました。どのような手続が必要になるのでしょうか？

(具体例)

令和4年3月31日まで教員として勤務していました。

同日付で定年退職することが分かっていたため、教員免許の有効期限は令和4年3月31日でしたが、教員免許の更新等の手続は行っておりませんでした。

ところが、最近になって学校から「教員として働いてほしい」旨の連絡があり、再び教員として働いてみたいと考えています。

私の場合、所有している免許状は「休眠」状態ではなく、「失効」に該当すると思います。

この場合の免許状の再授与手続の方法について教えてください。

A 3

教員免許の再授与手続に当たっては、その有効期限を経過した免許状が、

- (1) 「北海道教育委員会」から授与されたものである場合
  - (2) 北海道以外の都府県教育委員会から授与されたものである場合
- によって、その取扱いが異なります。

- (1) 有効期限を経過した免許状が「北海道教育委員会」から授与されたものである場合  
再授与手続の申請方法は、次のページに記載しております。

北海道教育委員会トップ→「よく見られるページ」内「教員免許」  
→ [○免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与手続](#)

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksι/menkyo/koushinsei021007.html>

所有している免許状の「授与の根拠規定」ごとに、提出いただく書類が異なりますので、留意願います。

「授与の根拠規定」の確認方法については、Q&A「4 (旧免許状所持者・新免許状所持者共通) 再授与手続にあたっての、免許状の「授与の根拠規定」の確認方法」を確認してください。

- (2) 有効期限を経過した免許状が北海道以外の都府県教育委員会から授与されたものである場合  
現在の居住地が北海道にある場合、「北海道教育委員会」又は「(有効期限を経過した免許状を授与した) 都府県教育委員会」のいずれかに、再授与申請を行うことが可能です。

○北海道教育委員会に対して、(他都府県から授与された) 有効期限を経過した免許状の再授与申請を行う場合、「新たに免許状を取得する方法」により手続を行っていただく必要があります。  
申請方法については、次のページに記載しております。

北海道教育委員会トップ→「よく見られるページ」内「教員免許」  
→ [教員の免許状を取得するには](#)  
→ 「2 普通免許状を取得する方法・特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する方法」  
→ [該当の免許状をクリック](#)  
→ [該当する「授与の根拠規定」に係る申請方法をクリックし、必要書類等を確認](#)

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksι/menkyo/infokyo.html>

○「(有効期限を経過した免許状を授与した) 都府県教育委員会」に対して再授与申請を行う場合、必要書類の一部が省略できる場合があります。詳細については、該当都府県教育委員会のホームページ等により、確認してください。

#### 4 (旧免許状所持者・新免許状所持者共通) 再授与手続きにあたっての、免許状の「授与の根拠規定」の確認方法

##### Q 4

所有する免許状が失効し、再授与申請を行うため、上記Q 3に記載されているホームページを確認しました。

そのページには、所有している免許状の「授与の根拠規定」ごとに、必要な書類の説明書、様式、記載例などが掲載されています。

私の免許の保有状況については、次のとおりなのですが、このページのどの規定に基づいて書類を申請すれば良いのでしょうか？

(なお、全て北海道教育委員会から授与された免許状です。)

- ・平成20年3月 大学卒業と同時に中1免(国語)及び高1免(国語)授与(別表第1)
- ・平成25年7月 「他の教科の免許状を取得する方法」により中1免(社会)授与(別表第4)
- ・平成28年12月 教員の経験年数を利用して特支2種免授与(別表第7)

この場合における、それぞれの免許状の再授与手続きの方法について教えてください。

##### A 4

「授与の根拠規定」は、それぞれの免許状に必ず表示されております。

表示されている根拠規定に応じて、それぞれの免許状に係る申請手続きを行っていただく必要があります。

上記の例でいえば、

- ・中1免(国語)及び高1免(国語)については、別表第1の申請方法により、
- ・中1免(社会)については、別表第4の申請方法により、
- ・特支2種免については、別表第7の申請方法により、「再授与申請手続」を行っていただく必要があります。

#### 5 (旧免許状所持者・新免許状所持者共通) 教員免許を紛失し、自身の免許状取得日、授与の根拠規定、有効期限が不明な場合

##### Q 5

教員免許を紛失してしまい、自分がいつ教員免許を取得したか、教員免許の授与の根拠規定、有効期限がいつまでなのか等がわかりません。

どのようにすればこれらのことを確認できますか？

##### A 5

教員免許を授与された都道府県教育委員会に対し、「教育職員免許状授与証明書」の交付申請をしてください。

この「教育職員免許状授与証明書」により、自身の教員免許取得年月日、授与の根拠規定、有効期限を確認することが可能です。

なお、北海道教育委員会で授与した免許状の授与証明書の交付申請方法は、北海道教育委員会ホームページ内の次のページに記載しております。

北海道教育委員会トップ→「よく見られるページ」内「教員免許」  
→ ○教育職員免許状授与証明書について

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/JUYOSYOUMEISYO.html>

## 6-1 (旧免許状所持者) 自身の教員免許に係る「修了確認期限」を把握する方法

### Q6-1

平成21年3月31日以前に授与された教員免許状(旧免許状)を所有しています。  
これまで、何度か臨時的任用で教諭をしていたことがあります。  
自分の教員免許の「修了確認期限」がいつなのか分からないため、自分の免許状が「休眠」状態にあるのか、「失効」しているのか分かりません。  
どのようにしたら、「修了確認期限」を知ることができるのでしょうか？

### A6-1

- 「修了確認期限」を把握する方法としては、次の(1)及び(2)の方法があります。
- (1) Q&A「5 (旧免許状所持者・新免許状所持者共通) 教員免許を紛失し、自身の免許状取得日、授与の根拠規定、有効期限が不明な場合」に記載している「教育職員免許状授与証明書」により確認を行う方法
  - (2) 文部科学省ホームページ内にある「修了確認期限等を確認するためのツール」により確認を行う方法

(2)については、次のホームページに掲載されており、これを活用することで修了確認期限を確認することが可能です。

文部科学省ホームページトップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等  
> 教員免許更新制 > 教員免許状の有効期間確認ツールについて～更新時期確認の御参考に～

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm)

## 6-2 (新免許状所持者) 自身の教員免許に係る「有効期間満了の日」を把握する方法

### Q6-2

平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を授与されました(新免許状所持者)。  
教員免許を紛失してしまい、免許状の有効期間満了の日を確認することができません。  
どのようにすれば有効期間満了の日を確認できますか？

### A6-2

「有効期間満了の日」を把握する方法としては、Q&A「5 (旧免許状所持者・新免許状所持者共通) 教員免許を紛失し、自身の免許状取得日、授与の根拠規定、有効期限が不明な場合」に記載している「教育職員免許状授与証明書」により確認を行うことができます。